

令和4年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月4日（木）13時28分から14時22分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（18名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	2番 山崎 彰 3番 小松 和啓
委員	1番 山内 茂 5番 堤 昭雄 6番 竹村 純吉
	7番 三谷 富重 8番 西村 広幸 9番 三木 克司
	10番 岡本 博臣 11番 竹平 豊久 12番 西岡 久
	13番 森田 良彦 14番 上島 陽子 15番 五百蔵 純太
	16番 門脇 義人 17番 岡田 修一 18番 宗石 大輔

4. 欠席委員（1名）

4番 藤原 新市

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 下限面積の設定について
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第7号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進
事務局次長 岡村 昭彦
事務局係長 川村 周作
農地主事 森本 宏

7. 会議の概要

事務局

開会（13時28分）
みなさん、こんにちは。
ただいまから、令和4年第8回の農業委員会総会を開催します。
香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長

はい、皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いておりますが、早稲の稲刈りもスタートするといいますか、始まつてくる時期になりました。それぞれ皆さん方大変お忙しい中ですね、こうしてお集まりいただきまして有難うございました。
ただ今より、本日の定例会を開催をしたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

それでは資料の確認をお願いします。

事務局

資料の確認をお願いします。

まず最初に議案書ですね、それと写真資料の縦の分です。それと横の利用権設定等申出書、それと農地法第3条調査書それと追加を農地法第3条の規定による許可申請書ですので、全部で5つ資料があると思いますので確認をお願いします

それで資料の訂正ということで、この議案書の2ページを開けてもらって、申請番号が6の受け人[REDACTED]さんのところです。

経営面積が7,152.77となっておりますが、これを4,217.77、4,217.77に、訂正をお願いします。それとその下段のところの借り入れのところですが2,935.00となっていますが、これを0に訂正をお願いします。それに合わせて、農地法第3条の調査書ですが、受付番号が6番、6ページ目になってますその上のところの第2項第1号ところの判断の理由の1行になります。この71aを42aに訂正をお願いします。訂正は以上です。

事務局

すいません、ちょっと補足説明をしておきます。

農地法第3条の議案書の2ページのその6番の[REDACTED]さんから[REDACTED]さんへ、借り入れの2,935っていうのは[REDACTED]さんが借り入れを香南市の方で利用権設定してしてましたけれど、農家台帳の中ですでに利用権の設定が切れてる分が残ってましたので、切れてるので経営面積に入れてはいけないということで、その2,935が0ということで、自作地だけの4,217.77というのが[REDACTED]さんの経営面積ということになりますので、自作地=経営面積、4,217.77が[REDACTED]さんの経営面積でありまして、下限面積は満たしているということで、農家台帳へいつからいつまでの期限が切れてるような、こちらの方で整理して経営面積に載ってこないように台帳整理もしますけど、香南市の方で貸し借りしてましたので、香南市の方へ確認してから、その利用権の切れてる分を消して経営面積に載ってこないというような整理をします。香美市で貸し借りしちょつて利用権切れた場合はこちらの方でもチェックして経営面積に載ってこないように整理しますので、今回香南市の方で利用権結んでたものが台帳にちょっと残ってましたので、貸し借りのところが出てきましたけれど、[REDACTED]さんの貸し借りのところは今は無いということでよろしくお願いします。以上です。

議長

はい。それではですね、議題に入ります前に議事録の署名人の署名をさせていただきます。西村委員と三木委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。

それでは議案に沿いまして進めたいと思います。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町神通寺字大坪51番、地目は田、面積は1,150m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は9,765m²、譲渡理由は債権者弁済のため、譲受理由は経営規模拡大、資料は1,10a当たり391,304円で総額450,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町京田字上久保196番口・196番ハ合併、地目は田、面積は1,302m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,983m²、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町大平字東サキデン228番、地目は畑、面積は138m²、外1筆、計2筆で合計面積464m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,530m²、譲渡理由は経

営縮小、譲受理由は隣接地の取得、資料は3、10a当たり 323,276 円で総額 150,000 円です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町植字タンガン415番1、地目は畑、面積は849m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,600 m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字山崎口493番1、地目は田、面積は46m²、外2筆、計3筆で合計面積166.52 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は16,457 m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり 720,634 円で総額 120,000 円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字ドサコ27番、地目は田、面積は800m²、外1筆、計2筆で合計面積1,382 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,217.77 m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、隣接地の取得、資料は6、10a当たり 300,000 円で総額 414,600 円です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町有瀬字下ノツゴ195番、地目は畑、面積は677m²、外12筆、計13筆で合計面積5,072 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は347 m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は7です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町並生野字松ヶ瀬53番1、地目は田、面積は451m²、外1筆、計2筆で合計面積514 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は18,283 m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、隣接地の取得、資料は8、10a当たり 300,000 円で総額 154,200 円です。

9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町庄谷相字扁石1224番3、地目は畑、面積は369m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,069 m²、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は隣接地の取得、資料は9、10a当たり 135,500 円で総額 50,000 円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありませんか。

――質疑なし――

議長 無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町中野字坂西341番、地目は田、面積は694m²の内401.29m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は平屋建て1棟、転用事由は、転用者は高知市にて賃貸住宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭となることから、実家に近い申請地に自己用住宅を建築することとした。住宅、庭、物干し場、駐車場、通路等を設置する必要があり、そのためには申請地いっぱいの面積を必要とする。ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は10で調査員は原委員です。

このことについて写真資料の10-1をご覧下さい。写真資料の10-1に住宅地図がありますけど、申請地を赤色で塗っています。その個所から下の右の方へ、前浜植野線沿いに父親の森本正廣さんの本家があります。神社の道を挟んで西側になります。農地区分では先程言いました、第1種農地、10ha以上の広がりのある農地で、先程言いましたけど、農振農用地には掛かってません。1種農地は原則不許可ですが、例外規定で一般住宅については申請地が2戸以上の集落から60m以内であるため、この例外規定に該当し転用が可能となります。申請地と住宅が2戸あるところの直線距離が60m以内ということにこの案件はなってますので、転用許可が可能になります。それから他法令の関係でここは都市計画の市街化調整区域になりますので、原則として建物の建築はできませんが、一定の要件を満たせば例外的に建築できる場合があります。この案件は本件の敷地から600m以内であり、開発許可申請がすでに香美市建設課に提出されており、許可見込みであるということを確認しています。本家が直線距離600m以内に、すぐ近くにありますので、分家住宅として許可できるということに、許可見込みということになってます。あと排水については香美市、資料の10-4に土地利用計画図がありますけど、その図面の下の方に水路が通っています。それはまだ用水で無くて排水の、香美市の青線へ排水すると、香美市の管財課が関係してますので、その資料が建設課の方へ排水に関する同意書が、一連の書類、いろいろとありますけど、排水の関係、開発の関係の書類ですけど、香美市が排水を同意するというものが県へ回ってますので、排水の同意は取れているということで地元の管理している井の関係の用水では無いということで行政書士とも確認も取ってますので、それに周囲の農地の放流に関する意見書も提出されておりますけど、特に意見は無いということで、周囲の農地の承諾書も資料には付けさせていただいてます。10-4の土地利用計画図の中では先程言いました通り、面積は694ですが、内401.29に家を建てる、平屋の家を建てるということで、1筆を今後家を建てる建設部分と農地部分と分筆する予定となっております。ちょっと話が長くなりましたが、説明については以上です。

議長

それでは私の方から調査員としてですね、補足説明をさせてもらいます。先程詳しく説明がありましたので、皆さん方十分ご理解いただいたと思いますが、10-1の1の上段の住宅地図で赤く塗ってありますが、その右の方は分筆して残します。左の方に家を建てるというふうになってしまいます。それでですね、10-2の①写真が載ってますが、これが上段ですね、東の方から写した写真ですが、手前の方には何か草がいっぱい生えちゅうみたいになんど、多分そこですね、残すところだと思います。それから2の方から写真をしておる所の下段ですが、これは米が、稲が作られておりまして、稲が植わっております。それでですね、住宅地図、10-1の■さんっていう家がありますが、その右側にはですね、農地があります。それは承諾書を貰ってくださいねと言ってありますし、それから東側についてはですね、分筆する土地であり、それから南側は親の土地であり、それからその西側の土地にもですね、隣地の承諾を貰ってくださいねというお願いをしてありますし、その時に行政書士か何か来ておりまして、その人がすでに承諾書は取ってあるのを見せていただきましたので間

題無いと思います。以上です。

すいません、議案第2号につきまして説明が終わりましたので、皆さん方より質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議長

格段無ければですね、これが農家の分家住宅で息子さんの分家を建てるということで申請が出ておりますので、市街化調整区域の中でもこうして家が建つ人も例外でありますね、家を建てるということですので、またそういう人で遭遇をした時、またご相談を受けた時はですね、こういう例もあるので親の家から600m、そして集落接続出来ておったら家建ちますよというふうなことを説明していただいて結構だと思います。

すいません、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町上改田字東土居445番、地目は田、面積は472m²、外1筆、計2筆で合計面積2,036m²、利用状況は家族の遊び場及び駐車場、一部太陽光発電、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「当該土地は平成11年3月17日に申請人が経営する自動車工場の用地として造成工事をしたうえで、換地処分を受けた。その後工場建築には至らなかったが、資材置場、駐車場として利用し、現在は家族の遊び場及び駐車場として利用している。一部は太陽光発電のパネルを設置している。」調査員は三木委員で資料は11です。

続いて2番、申請地は土佐山田町大平字ウシロダ383番1、地目は田、面積は178m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和26年頃、住宅地として建てられた家、土地を購入して住宅として現在に至っている。」調査員は藤原委員で資料は12です。

3番、申請地は土佐山田町中野字西時光石98番、地目は田、面積は638m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和25年頃、住宅を新築し、現在に至る。」調査員は原委員で資料は13です。

4番、申請地は土佐山田町字玉ツ又1049番12、地目は田、面積は152m²、利用状況は住宅への進入路及び駐車場、庭、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「ブロック建設業を営んでいた亡父が仕事で忙しくなり、昭和40年頃から当地を耕作できなくなりました。以後、母屋の玄関門への進入路や庭として、車の通路及び駐車スペース等、北側にある母屋の敷地と一体化利用して現在に至っております。」調査員は西岡委員で資料は14です。

5番、申請地は土佐山田町東川字八代356番1、地目は田、面積は204m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「年月日不詳頃から建物を建築し、現在に至る。」調査員は三木委員で資料は15です。

6番、申請地は香北町五百歳字上久保23番、地目は畠、面積は185m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「大正14年前後申請地の東側に隣接する24番に店舗が建てられ、店舗の西側の申請地に

牛小屋、農業用資材廃材置き場、鶏小屋、風呂便所などが設けられた。その後風呂便所は改築され、牛小屋は農具等置場となり、昭和23年頃から居宅として利用して現在に至る。」調査員は有光推進委員で資料は16です。

続いて7番、申請地は物部町神池字神通寺1292番、地目は畠、面積は99m²、外1筆、計2筆で合計面積227m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「1292番は昭和9年に先々代の[REDACTED]が住居を建築し、現在に至る。1293番2は、大正または明治時代に[REDACTED]の父または祖父が住居を建築し、現在に至る。」調査員は岡本委員で資料は17です。以上です。

議長

以上説明が終わりましたが、補足説明をですね、1番と5番を三木委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

委員（9番）

はい、それでは補足説明します。場所は11-1、上改田の国分川にかかっている橋のたもとですけどね、圃場整備をした時にですね、本人は農業してませんし、自動車工場の自動車何かを置くというようなことで当初は計画をしてたみたいですが、会社が高知市の大津なので距離も非常に遠いというところで、それは断念してですね、現在に至つておるところでございまして、これは本人が圃場整備の時にも農業しないという条件の下で工事をしております登記が農地になつてないというふうに思つてましたみたいで、まあ、太陽光も農地と思っていなかつたためにですね、先に工場取り付けてしまつて、始末書も添付してありますけども、それと隣の[REDACTED]さんの、[REDACTED]さんの田畠があるんですけども、ここの許可もいただいておつて、ちょうど境をコンクリートで境を作つてますけど、これも[REDACTED]さんが[REDACTED]さんと話をして[REDACTED]さんが工事しております。特に問題は無いというふうに思つております。以上です。

議長

すいません、藤原君、今日欠席やけんど、何か聞いちゅう。

事務局

聞いてない。

議長

聞いてない。文書置いてない。

事務局

はい。

議長

すいません、2番についてのですね、今日調査員の藤原さんが欠席しておりますが、欠席の場合は文書で何か送つてほしいというお願ひはしておりますけども初めてのことかどうか文書來てないらしいです。それで、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思います。格段ありませんかね。川村君の方からできる限り補足説明していただきます。

事務局

すいません、事務局から補足説明をさせていただきます。この大平の303-1については、この周辺の農地については同意をいただいてもらって、非農地にして構わないと。15年以上周りに迷惑をかけてなくって、住居も前々から建つてまして、今度所有者の[REDACTED]さんっていう方が、3条の申請番号3で農地を買いたいということがあってですね、けど、その農家台帳を見たら宅地のところがありますと。それで農業用の施設やつたらあれですけど、宅地とか住居についてはですね、是正をしてもらうということで事務局の方から、ここについては農振農用地がかかるつました。それで国土地理院の航空写真を見たら、農振農用地の、市町村で計画を立てる48年よりもう家があつたと。そういうのを確認すればいろんな資料を持ってですね、農林課の方で決済を回して職権で農振農用地を除外することができます。通常は県の方に同意をもらって、2年位かけて農振農用地かかっているところは外してから非農地に

せんといかんがですけど。ここについては初めから居宅のところに農振の縛りがかけてましたので、職権で除外をして非農地ということでいってるものです。周りには同意の確認も取ってますのでよろしくお願ひします。以上です。

議長

それでは、3番についてですね、資料13ですが、私の方からちょっと説明させてもらいます。

■さん、実はですね、ご兄弟がおって、兄弟の人から農地を譲ってもらうような話があるらしいですが、そういう関係で宅地になっておるところがそのまま農地で残ってるというふうなこととしてですね、今回非農地証明が出てきます。どこか県外の方へ仕事に行ちょっと帰ってきたときに知り合いの大工さんに、そのまま家を建ててます。いうことで現在に至っちゃうということですが。資料13-2、98って書いてあるところの家の西側に三角ですね、道路敷きの間に土地が残ってます。これももう砂利敷きになって駐車場になってしまいますし。それからその下段については②についてはですね、前が庭になり、堀があり、その2階建ての家、そして右側の平屋の家、それを含めたものを今度非農地証明願いで出してきちゅうということです。それですね、13-1の下段の98と書いたところの青いところの右側に農地があります。99、小さい字ですが、99と書いてありますが、そこには同意をもらって下さいねと北側に98-イの2と書いてありますが、そこにももらって下さいねと。ただし、100番についてはですね、角からちょうど、この赤い矢印のところが農地じゃないところがあつてですね、4m以上離れてますし、ここはもらわんでもいいでしょうと私は言うてあります。一応そのお願ひをしてますが、格段問題は無いと思いますので報告を致します。

すいません、4番の案件について西岡委員さん、すいません。

委員(12番)

はい、そしたら資料の14をお願いします。場所につきましてはJRの大石踏切のすぐ北側になります。あそこの土地はお父さんが農業をされてなくつて、昭和40年頃から耕作をされてないまま現在に至っています。隣接の方の承諾もいただいているようですし、課税も宅地並み課税を受けてるようすで特に問題が無いと思います。以上です。

議長

すいません、続いて有光推進委員さんお願ひします

推進委員
(12番)

6番、資料16-1をお開け下さい。こちらは五百歳と有瀬の境をですね。大宮橋を渡つてすぐ右折した上段にある位置です。申請者は■さんは県道のすぐ下のところに住んでおられる方です。現地の方確認しましたが、役場の方が持参しました昭和40年当初のですね、航空写真でもすでに居宅で建つていて、農地として利用はしていないということは明らかでした。また非農地にしてもですね、隣接地との影響はない判断するように至りましたので現地確認を終えました。以上です。

議長

はい、有難うございました。すいません、7番の岡本委員さんお願ひします。

委員(10番)

資料の17-1をお願いします。場所はですね、香美市役所物部支所から約5km、車で20分位行ったところに神池という集落がございます。その横にこれには載つて無いんですけど、大日寺とそれから上の地図で青くしている塗られている、これ池ですけど、女池という池がありまして、すぐ、現地はすぐ近くです。1292番、1293番2の2筆です。資料17-2をお願いします。先程事務局からも説明がありましたように1292番は申請者■さんの祖父が昭和9年に住居を建築しております。また1293番2は大正または明治時代に住居を建築しておるということですので、非農地証明である期間の15年も経過

しております。また隣接地のほとんどは■さんの所有地ですが、1箇同意が必要な土地がありましたが、今回同意をいただいておりますので問題無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。すいません。1番の案件の■さんの件につきまして私の方からもちよつと補足をしておきます。■さんから相談を受けましてですね、私はこの土地については三木さんからお話をありましたとおり、構造改善をする時に同意はしたけれども、宅地にしてですね、雑種地にしていただいて、後々は宅地っていうか、家を建てたりですね、本人が工場をやっておりますが、大津でやっておりますが、それをこっちへ移転する時にですね、何ら問題が無いように農地から外しておいて下さいねということでしたのが、現在になってですね、ページ資料11-4、ここにですね、従前の土地それから換地というところになってますが、換地のところにね、地目は田ですが、用途は宅地となっております。本人が、この書類が出てきておったら何ら問題は無かったがですけど、この書類がなかなか出てこざったですね、本人がやっとこれが見つかったということになってですね、簡単にできたがです。これが無かったらなかなか難しいんじゃなかったろうかなあと思うわけですが、もうここ15年以上前からですね、ああいう状態になって私たちも自分がですね、構造改善した土地へあんなに埋め立てて宅地みたいにしちゅうけど、どうしてこんなになるんかなあというような思いもありました。再々通る時に見ておりましたが。まあこういうことであってですね、本人がどうしても宅地にしたいという思いもあって、太陽光も設置しています。太陽光もですね、設置をした時、自分はもうここは宅地というか雑種地にならうんで何をしてもええやろうというふうな思いもあってですね、■にですね、ああゆうふうな太陽光の発電をパネルを置いちゅう訳です。結果的に11-6に始末書がついてますので、ひとつ皆さん方からご理解いただきたいというふうに思ってますので私の方から補足を説明させていただきました。

一応説明終わりましたので非農地証明願い、議案第3号についてですね、質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

委員（9番）

すいません、質疑じゃないんですけど、5番について補足説明を。

議長

はいはい。

委員（9番）

5番も事務局の方で説明がありましたが、自分もちよつと補足を。場所はJR新改駅の近くの土地ですけど、そこへ行くのに地図を15-1の地図を見てもらつたらいいですけど、上の方に建物らしき絵があると思うんですけど、そこが新改駅なんですが、そこから徒歩で線路沿いに歩いて現場まで行くと下の写真の方にも載ってますけども、上の右の方にあるのが新改駅です。そこから歩いて道らしきものが通ってるんですけど、自分が行った時には線路まで雑木でいっぱいにしてそっから向こうへ行けませんでした。写真を見てもらつたらいいんですけども、ちょっと広場の向こう土が見えてますけど、ここは産廃の業者がやってます。黄色い356-1の枠の一部をすでに、境界がどこかわからなかつたために、産廃さんの方が取り込んでます。今回非農地にして、多分産廃さんの方に買ってもらうようなことになるのではないかというふうに思います。ここへ行くのはどつからも現在産廃さんのやってるところを通らんといけないようなところです。

議長

はい、有難うございました。他に何かご質問なり、ご意見はありますかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無ければですね、議案第3号非農地証明願いについて採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局 はい、議案第4号、下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定しております。
それでは、議案書8ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。
はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。
次に、農地法施行規則第17条第2項について説明致します。
変更前の適用する区域である土佐山田町大平の1筆、香北町吉野の3筆については、空き家に付属する農地です。
次に、変更後について、農地法施行規則第17条第2項は、香北町小川字ドヲノ本166番を新規指定するものです。これも空き家に付属する農地です。
それでは、別添の資料18-1に沿って説明をいたします。
別添の写真資料18-2、18-3及び18-4も併せてご覧ください。
農地の所有者は、審査権認証書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町小川字ドヲノ本166、面積356m²、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。
中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。
所見としては、所有者は、高知市に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。
申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと思われますので、設定基準に該当するものと判断しております。
以上です。

議長 はい、以上議案第4号につきまして説明が終わりましたが、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、この件につきましても今まで何回か下限面積の設定については行われてきました。議案第4号の下限面積設定について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。
事務局	報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。 1番、申請地は土佐山田町中野字浦新田134番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,170m ² 、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日は令和4年7月2日、成立日、引渡日は令和4年7月3日、解約理由は売買のためです。 以上です。
議長	以上、第5号の農地法第18条第6項の解約通知報告の説明がありました。 私が先ほど補足説明の中で████さんという方とこの████さんが兄弟らしいですが、お兄さんの████さんの土地をですね、弟さんの方が買われるということで自分の宅地が農地であったので、改善をせなあいかんということで今度案件として出てきておりましたが、そういうことであります、この件につきましてご質問があれば受けたいと思います。
――質疑なし――	
議長	上池さんに作ってもらいう所をですね、売買のために返してもらうということになろうかと思います。 格段無ければですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。 続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。
事務局	報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸471番19、地目は田、面積は18m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は公衆用道路、資料は19で調査員は事務局川村です。 2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字黒土1987番5、地目は畑、面積は234m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は自己住宅1棟、資料は20で調査員は事務局川村です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目95番1、地目は雑種地（現況は畑）、面積は170m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建て住宅1棟、資料は21で調査員は事務局川村です。以上です。
議長	以上、議案第6号 農地法第5条の規定による届出の報告ですが、この件につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。すべてこの土地については市街化区域内で農地として残っておったものですね、転用とか売買のためにですね、申請が出てきている案件だと思います。何かご質問があれば受けたいと思います。
――質疑なし――	
議長	格段無ければ、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。 続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、説明をお願いします。
事務局	議案第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をしま

す

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地2筆、合計5,537m²を[]さんから公社が購入、このあと、[]さんが水稻を栽培する予定になっています。

続いて、通常の貸借権になります。

1番、再設定で、土佐山田町の農地6筆、合計9,537m²を[]さんが借り受け、生姜、野菜、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

2番も再設定で、土佐山田町山田の農地、2,734m²を[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

3番も再設定で、土佐山田町山田の農地2筆、合計3,436m²を[]西村さんが借り受け、水稻、野菜、ソレゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

4番も再設定で、香北町董生野の農地、949m²を[]さんが借り受け、大葉を栽培します。賃貸借権で期間は3年です。

5番は新規設定です。香北町吉野の農地、582m²を[]さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は15年です。

6番は再設定で、香北町永野の農地5筆、合計3,412m²を[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。以上です。

議長

議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、説明がありましたので皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長

はい、それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

皆さん方からご意見があれば受けたいと思いますが、無ければ今日は終わりにしたいと思いますので何かご意見があれば受けたいと思います。
格段ありませんかね。

――質疑なし――

議長

無ければ本日の定例会を終了したいと思います。どうも今日はお疲れさまでした。有難うございました。

なお、次回につきましては9月1日山田中央公民館の2階ですのでよろしくお願いします。お願いします。

閉会（14時22分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一

署名人 清村玄年

署名人 三木克司